

## 勝手に剥ぐな！ 東京地裁がまたも認定！

### 組合掲示板への 不当な介入はやめろ！

10月5日、東京地裁は、大阪第一車両所において繰り返し行われていた組合掲示板からの掲示物の不当撤去に対して判決を下しました。

この事件は、平成11年に大阪第一車両所分会が労働委員会に救済を申請していた事件の行政訴訟で、裁判所はその判決において、3件の掲示物の撤去を不当労働行為であると認定しました。

この判決は5月15日に下された判決に続くもので、東京地裁は再び不当労働行為と認定したのです。

掲示物の不当撤去に対して  
不当労働行為を認定！